

性的嫌がらせの防止に関するガイドライン

(平成9年3月3日 学科長会議承認)

- 1 鳥取大学工学部においては、憲法、労働基準法及び男女雇用機会均等法等の精神にのっとり、性的嫌がらせの防止により、教職員及び学生が個人として尊重され、性的嫌がらせのない環境において勤労及び勉学の権利を保障するものとする。
- 2 性的嫌がらせとは、就労上又は就学上の関係を利用してなされる次に掲げる行為をいう。
 - 一 性的要求への服従又は拒否を理由に就労上又は就学上の利益又は不利益に影響を与えること。※1
 - 二 相手方が望まないにもかかわらず、あるいは、就労上又は就学上の利益又は不利益を条件として性的誘いかけをなし又は性的に好意的な態度を要求すること。※2
 - 三 性的言動、掲示等により不快の念を抱かせるような環境を醸成すること。※3
- 3 工学部長は、性的嫌がらせの発生の防止のため教職員及び学生に対する啓発指導を行うものとする。
- 4 工学部長は、性的嫌がらせが生じたことを知り、又は知りうべき場合には、苦情処理機関を設置する等の適切な措置を、速やかに講じるものとする。

※1 「性的要求への服従又は拒否を理由に就労上又は就学上の利益又は不利益に影響を与えること」とは、個人的な性的要求への服従又は拒否を人事、労働条件の決定、業務指揮、学業成績等に反映させるような行為をいう。

※2 「相手方が望まないにもかかわらず、あるいは、就労上又は就学上の利益又は不利益を条件として性的誘いかけをなし又は性的に好意的な態度を要求すること」とは、例えば次の行為等をいう。

- (1) 人事権、業務指揮権の行使又は利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること。
- (2) 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。
- (3) 執拗もしくは強制的に、性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。
- (4) 強引な接触、性的行為の実行。
- (5) 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。

※3 「性的言動，揭示等により不快の念を抱かせるような環境を醸成すること」とは，例えば次の行為等をいう。

(1) 正常な業務の遂行を性にかかわる話題，行動等で妨害すること。

イ 仕事の途中に，相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題で妨害する。

(2) 身体への一方的な接近又は接触

イ 相手の身体を上から下まで長い間，じろじろ眺める。眼で追う。

ロ 相手の身体の一部（肩，背中，腰，頬，髪等）に意識的に触れる。

(3) 性的な面で不快感をもよおすような話題，行動，状況づくりをすること。

イ 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談をいう。

ロ 職場の複数者が性的なからかいをする。

ハ 職場にポルノ写真を貼る等の扇情的な雰囲気をつくる。あるいは，卑猥な絵や文章等を見ることを強要する。

ニ 懇親会，就業後の付き合い等で集団で下品な行動をとる。

ホ 継続的に性に関する悪質な冗談やからかい的な行為をなす。

ヘ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず，その場面からの離脱を妨害する。

(4) 異性一般に対する蔑視的な発言や話題

イ 異性であるという理由のみによって，性格，能力，行動，傾向等において劣っているとか望ましくないものと決めつけること。

ロ 異性の主張や意見を異性としての魅力に結びつける。（権利を主張する女性は，性的魅力に乏しい人だから等）

(5) 悪意による，人格の評価を傷つけかねない性的表現，性的風評

イ 特定個人の性に関する風評を流布する。

ロ 異性の前で，他の異性との性的魅力の比較をする。特にいずれかを悪くいう。